

2月29日(木) までです! 物価高騰対応重点支援給付金の申請はお済みですか?

問 申 福祉課 社会福祉係 ☎ 92-7964 FAX 92-7184

現在、町では物価高騰対応重点支援給付金の申請を受け付けています。申請がお済みでない方は、期限までにご申請ください。また、申請がお済みでない方で、申請書類等が必要な場合には、ご連絡ください。

- ▽支給対象になる世帯 基準日(令和5年12月1日)において、基山町に住居登録があり、世帯全員の令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯
- ▽支給額 1世帯あたり7万円(1世帯1回限り)
- ▽確認書の提出期限 令和6年2月29日(木) ※郵送申請の場合は必着

受給のための
申請が必要です
申請期限
2月29日(木)

国民健康保険・後期高齢者医療保険 「医療費のお知らせ」通知の送付について

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方へ、毎年「医療費のお知らせ」通知を郵送しています。令和5年度の通知の郵送時期と、記載の対象となる診療月は次のとおりです。

通知	国民健康保険	後期高齢者医療保険
1回目	令和5年8月初旬 (令和5年1月～4月診療分)	令和5年11月下旬 (令和5年1月～8月診療分)
2回目	令和6年2月初旬 (令和5年5月～10月診療分)	令和6年2月下旬 (令和5年9月～12月診療分)
3回目	令和6年3月初旬 (令和5年11月～12月診療分)	

確定申告等の医療費控除の手続きをする際は、医療費控除の明細書【内訳書】に記入することが必要ですが、このお知らせを添付することで、明細書の記入を省略できます。

申請漏れはありませんか? 小中学生の自転車用ヘルメットの購入を補助します

問 申 教育学習課 教育総務係 ☎ 92-7980

町では、自転車乗車中の交通事故や転倒による被害等を軽減するため、児童・生徒に対して自転車乗車用ヘルメットの購入費用を補助しています。

▽対象となるヘルメット

令和5年3月1日以降に購入したもの。ただし、一般社団法人製品安全協会が定めるSG基準に適合するヘルメット。またはこれに相当する安全基準を満たしているもの(JCFマーク、CEマーク、CSマーク、CPSCマーク入り)

▽補助対象者 (町内在住) 小学生・中学生の保護者

▽補助回数 (各期間1回限り)

- ①小学1年生から3年生までの間
- ②小学4年生から6年生までの間
- ③中学1年生から3年生までの間

▽補助金額 ヘルメット購入金額の2分の1以内。
1回につき1,500円まで。※100円未満は切り捨て

▽申請書類

- ・交付申請書(町ホームページからダウンロード、または教育学習課窓口などで配布)
- ・ヘルメット購入金額を証明できる領収書など
- ・購入したヘルメットが安全基準を満たしていることを証明できるもの(カタログ、証明書の写し等)
- ・振込金融機関名と口座番号を確認できるもの
- ・印鑑

▽提出先

町立小中学校または教育学習課

▽提出期限

3月29日(金)

ホームページはこちら→



所得税及び町県民税の申告に関するお知らせ

■医療費控除のお知らせについて

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、「後期高齢者医療費のお知らせ」（9～12月診療分）を、2月末に送付いたします。税の申告における医療費控除の手続の際に、このお知らせを添付することにより、「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。ただし、医療機関等からの請求が遅れているなどの理由で記載されていない内容がある場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」への記入が必要になります。

また、「患者負担額」の欄には、自己負担相当額が記載されていますが、「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合は、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

※ご自身で額を訂正した場合や、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成した場合は、領収書を確定申告期限から5年間保存する必要があります。

※「後期高齢者医療費のお知らせ」は、健康管理の重要性を認識していただくために医療費の総額を参考までにお知らせするものであるため、発送時点で死亡されている方には送付しておりません。

■医療費控除の補てんされる金額について

医療費控除の申告手続では、「令和5年中（1月から12月まで）に支払われた医療費等の総額」から「保険金などで補てんされる金額」を差し引くこととされており、後期高齢者医療制度においては、「高額療養費」及び「高額介護合算療養費」の対象となられた場合の支給額が「補てんされる金額」となります。

令和5年分の申告で医療費控除を予定され、令和5年中に支払われた医療費に対する「高額療養費」及び「高額介護合算療養費」の支給を受けられた方は、後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。

○医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です

令和5年中に支払った 医療費の総額	－	保険金などで補てん される金額	－	「10万円」または「総所得 金額等の合計額の5%」の いずれか少ない方の金額	＝	医療費控除額 (最高200万円)
----------------------	---	--------------------	---	--	---	---------------------



後期高齢者医療制度では「高額療養費」、
「高額介護合算療養費」が対象となります。

【お問い合わせ先】

○確定申告に関することは

鳥栖税務署

電話：0942-82-2185

○医療費のお知らせに関することは

佐賀県後期高齢者医療広域連合

業務課

佐賀市大和町大字尼寺 1870

電話：0952-64-8476

FAX：0952-62-0150

<https://www.saga-kouiki.jp/>

■社会保険料控除用の「納付済額（通知書）」について

令和5年中（1月から12月まで）に納付された後期高齢者医療保険料が、申告における社会保険料控除の対象となります。

令和5年分の申告で社会保険料控除を予定されている方で、納付額が不明な方は、後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。

※なお、医療費控除の申告に関することは、鳥栖税務署にお問い合わせください。

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

○相続の手続きに関するご相談

○相続人調査・相続関係説明図の作成

○預貯金や株式、不動産などの相続手続き

○生前の遺言作成サポート

○相続税対策のご相談、サポート

○ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のために出張相談も承ります。

有料
広告

要介護認定者に係る障害者控除・特別障害者控除の申請を受け付けます

問 申 福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係 ☎ 85-7056

介護保険の要介護認定を受けている方に、所得税及び町県民税の障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を申請により交付します。

- ▽対象者 介護保険の介護認定を受けている65歳以上の方。ただし、認知症高齢者と障害高齢者の日常生活自立度が両方ともほぼ自立の方は認定されません。
※本人、または本人を扶養している方が申請できます。
※確定申告以外にこの証明書の使用はできません。
- ▽申請方法 申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書を福祉課高齢福祉係まで提出してください。介護認定変更・更新申請中の方や不明な点がある方は個別にお問い合わせください。
- ▽必要なもの 申請書（1月下旬に郵送）

確定申告に使用する介護保険主治医意見書内容確認書の申請を受け付けます～おむつに係る費用の医療費控除について～

問 申 福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係 ☎ 85-7056

確定申告において、寝たきり状態にあること、治療おむつの使用が必要であることについて医師が発行した証明書によりおむつ代が医療費控除の対象として認められますが、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても次の条件を満たす場合、おむつ代が医療費控除の対象として認められる場合があります。

- ▽対象者 おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方
※要介護認定に係る主治医意見書の内容により障害高齢者の日常生活自立度が寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できる方
- ▽申請方法 申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書を福祉課高齢福祉係まで提出してください。
※確定申告以外にこの証明書の使用はできません
- ▽必要なもの 申請書（1月下旬に郵送）

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 企画・保健係 ☎ 0952-64-8476

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えられた場合に、お薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるかを試算した差額通知ハガキを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として、1月末に送付しています。

- ▽通知対象者 令和5年10月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる方が対象となります。
※必ずしも全員の方に届くわけではありません。
- ▽通知の記載内容 ・お薬にかかった金額のみを表示しています。実際の窓口でのお支払いには、技術料・管理料等の費用が加算されます。
・ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。